



府 食 第 1007 号
平成 24 年 11 月 19 日

厚生労働大臣
三井 辨雄 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について (回答)

平成 24 年 11 月 8 日付け厚生労働省発食安 1108 第 1 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の食品一般の製造、加工及び調理基準中の牛のせき柱に係る規定を改正することについては、

- ① 今回せき柱の範囲から新たに除外される頸椎の横突起及び棘突起、胸椎及び腰椎の棘突起並びに正中仙骨稜は BSE プリオンが蓄積する部位ではないこと
- ② せき柱の除去について、背根神経節による牛肉等の汚染を防止できる方法で行わなければならないとする現行の規定は維持されることから、改正後の規格基準に基づき加工される牛肉及び牛内臓は、現行の規格基準に基づき加工される牛肉及び牛内臓と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、除去すべき部位として背根神経節を明示すべきと考える。